

大槌町障がい福祉プラン（実施計画）

第6期大槌町障がい福祉計画
第2期大槌町障がい児福祉計画

〔令和3年度～令和5年度〕



令和3年3月

大槌町



コラム1 身近な手話を使ってみましょう

手話は手や指の動作によって視覚的に言語を表現する聴覚に障がいがある方にとって大切な言語です。表紙に描かれた4名の男女はそれぞれが手話による指文字を使って「お」「お」「つ」「ち」を表しています。

このコラムではあいさつなどの身近に使える手話を紹介します。

こんにちは



人差し指と中指をたてて眉間にあて、次に両手の人差し指同士を向かい合わせてお辞儀をするように折り曲げます。

さようなら



顔の横や胸の前で軽く手を振ります。

ありがとう



右手の小指側で左手の甲を軽くたたいて上にあげます。

お願いします



顔の中心あたりで片手を立てたま前に倒します。この時、一緒に頭も軽く下げます。

ごめんなさい

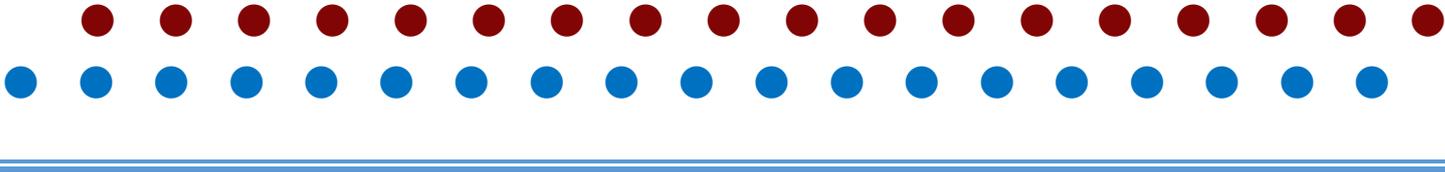


右手の親指と人差し指で眉間をつまみ、右手で拝むようにします。

わかりました



手のひらを胸に当て、そのまま下になでおろします。



目次

計画の体系と各章の概要	P 1
第1章 実施計画の策定にあたって	P 3
第2章 障がい者の状況	P 11
第3章 アンケート調査結果	P 14
第4章 令和2年度までの実績	P 21
第5章 令和5年度までの活動指標等	P 31
第6章 大槌町の重点施策事項	P 51
第7章 障がい者施策全般の展開	P 53
第8章 計画の推進体制	P 55
参考資料	P 56

● ● 留意事項 ● ●

- ◆ 「障がい」の「がい」の字は基本的にひらがなで表記していますが、「身体障害者手帳」などの法令に基づく固有名詞については、元の表記をしています。
- ◆ 本計画において表記している「障がい者」には「障がい児」も含まれます。



計画の体系と各章の概要

【基本的な考え方の整理】

第1章 実施計画の策定にあたって P 3

本計画の策定にあたっての基本的な情報等を整理しています。

計画の趣旨や対象者など、計画の根拠となる基本的な考え方のほか、障害福祉サービス等の体系や内容の説明、計画の評価・点検体制について記載しています。

【現状の整理】

第2章 障がい者の状況 P 11

障害者手帳所持者数の経年的な推移を集計しています。

令和元年度末の身体障害者手帳所持者数は624人でやや減少傾向にあり、療育手帳所持者数は118人で増減に大きな変化はなく、精神障害者保健福祉手帳所持者数は109人で毎年度1割程度の増加傾向にあります。

第3章 アンケート調査結果 P 14

計画の策定にあたって実施したアンケート調査結果をまとめています。

アンケート対象者の65.3%にあたる369人より回答をいただきました。このアンケートにより、障がい者への地域生活における支援や外出の際の支援の必要性、相談支援体制や障がいへの理解促進活動の強化が求められていることがわかりました。あわせて、障害福祉サービス事業者向けのアンケート結果も掲載しています。

第4章 令和2年度までの実績 P 21

平成30年度から令和2年度における目標への達成状況等についてまとめています。

●成果目標（具体的な課題に対する取組み）

障がい者の地域移行の推進に向けた包括的な取組み及び障害児福祉サービスの拡充に向けた取組みを推進してきました。

●障害福祉サービス等の利用状況

日常的な介護サービスや居住系のサービス、相談支援事業についてはおおそ見込み通りである一方、就労に向けたサービス利用については見込みを下回っています。また、放課後デイサービス等の障がい児向けサービスは見込みを大きく上回っており、ニーズが高まっている傾向にあります。

●地域生活支援事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや研修会型の事業の実施を見合わせている状況です。日常生活用具の給付や日中一時支援事業等の地域活動支援センター等の障がい者に対する直接的な支援事業についてはおおそ見込み通り実施しています。

現状を分析して課題を抽出し、「計画における目標」に反映

【計画における目標】

第5章 令和5年度までの活動指標等 P 31

令和3年度から令和5年度における活動指標やサービスの見込み量等を定めています。

●成果目標(具体的な課題に対する取組み)

前計画から引き続き、障がい者の地域移行の推進に向けた包括的な取組みや障がい児向けサービスの拡充に向けた取組みを推進することに加え、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させる取組みを実施します。

●障害福祉サービス等の利用状況

施設入所支援からの地域移行が進むことを前提とし、地域での生活を支援するサービスの利用拡大を見込みます。また一般企業における障がい者雇用に対する理解・関心が進んでいることを勘案し、就労系サービスの利用拡大を見込むとともに、障がい児向けサービスについてはニーズの高まりを踏まえた見込み量を設定しています。

●地域生活支援事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しつつ、イベントや研修会型の事業の実施に努めます。また、重点施策でも掲げる理解促進研修・啓発事業や町内における地域生活支援センター事業の実施等に取り組んでいきます。

●大槌町独自の取組み

大槌町独自の取組みとして、重点施策で掲げる「町内へのグループホーム設置に係る支援体制の構築」、「重度障がい者に対する移動支援」、「工賃向上に対する取組みの強化」について具体的な活動指標を設定しています。

取組みの強化

第6章 大槌町の重点施策事項 P 51

令和3年度から令和5年度における大槌町の重点施策事項を定めています。

●大槌町における重点施策事項

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | ② 医療的ケア児に対する相談体制の強化 |
| ③ 町内へのグループホーム設置に係る支援体制の構築 | ④ 重度障がい者に対する移動支援 |
| ⑤ 理解促進研修・啓発事業 | ⑥ 工賃向上に対する取組みの強化 |

【計画の発展と推進体制】

第7章 障がい者施策全般の展開 P 53

計画で定める目標に留まらず、町としての障がい者福祉施策の展開に対する考え方を記載しています。

- 相談支援・権利擁護体制の充実
- 自立支援協議会の役割強化
- 多様な居住の場の提供及び整備
- 福祉施設利用者の一般就労への移行
- 安全・防災体制の推進
- 福祉人材の確保について

第8章 計画の推進体制 P 55

計画の推進にあたる連携体制や評価体制について記載しています。

- 庁内における計画の推進
- 地域との連携
- 釜石市及び岩手県との連携
- 地域移行に向けた関係機関等との連携
- 計画達成状況の点検と評価



第1章 実施計画の策定にあたって

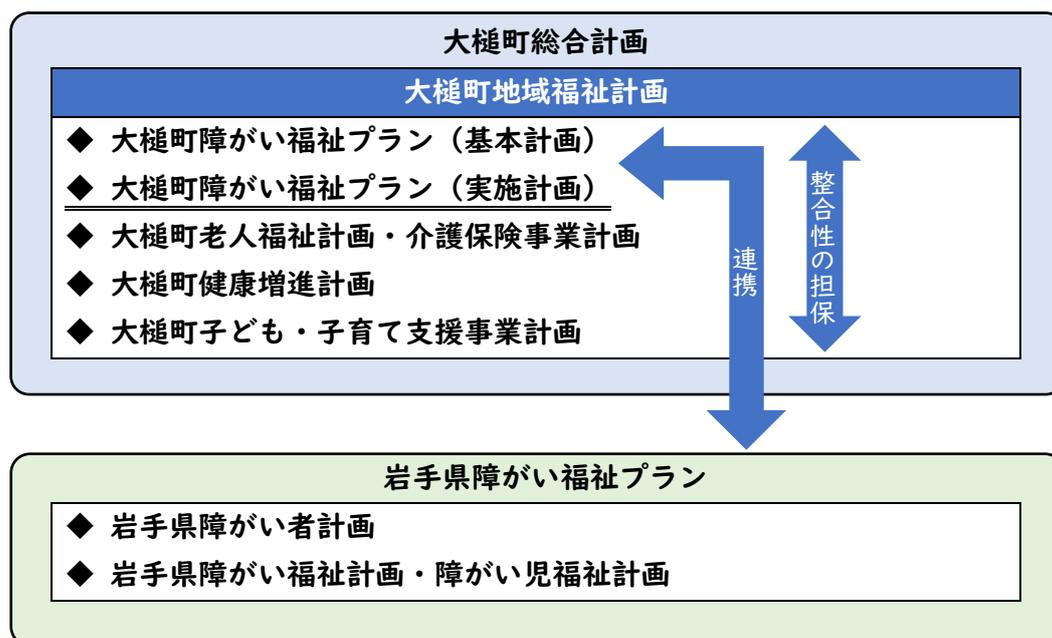
1. 計画の趣旨

大槌町障がい福祉プラン(実施計画)(以下「本計画」という。)は、大槌町総合計画で掲げる基本方針及び大槌町障がい福祉プラン(基本計画)で掲げる基本目標を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」に基づき策定するものです。

障害者総合支援法の理念である「全ての国民が、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」を実現するため、地域において必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所・相談支援等の各種サービスが計画的に提供できるよう具体的な数値目標の設定及び各年度のサービス等の需要を見込むと共に、サービス提供体制を確保するための方策や計画の推進体制等を定め、障がい福祉の推進にかかる取組みを円滑に進めようとするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に即して障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障がい児支援等に関する数値目標や必要な体制の確保策を定めるものです。また、大槌町総合計画はもちろんのこと、関連する法律や保健・医療・福祉と密接な関わりを持つ当町の他計画との整合性を担保しつつ、県の計画と連携しながら策定するものです。



3. 計画の対象期間

本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を対象期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大槌町障がい福祉プラン(基本計画) (令和元年度～令和5年度)				
大槌町障がい福祉プラン(実施計画) (平成30年度～令和2年度)			大槌町障がい福祉プラン(実施計画) (令和3年度～令和5年度)		

4. 基本的な理念に対する取組み

本計画の策定に当たっては、大槌町障がい者プラン(基本計画)の基本理念である「ともに
つくるふれあいのまち大槌」及び、基本目標である「地域で安心して生活できるまちづくりの推
進」、「社会的自立と社会参加の促進」、「福祉のまちづくりの推進」の3つを踏まえながら、国
における以下7点の基本的な理念に対しては以下の通り取組みます。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別・程度を問わず、障がい者が自らその居
住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい
者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障がい
児通所支援等の提供体制の整備を推進します。

(2) 障がい種別によらない福祉サービス制度の一元化

身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人や発達障がい、高次脳機能障がい及
び難病のある人についても障がいの種別・程度を問わず、格差のない福祉サービスの充実
を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサ
ービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現す
るため、身近な地域における関係団体等(社会福祉法人、NPO法人等)による支援など、地域
の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を推進します。



(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた仕組み作りや、専門的な支援を必要とする方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるように地域社会への参加や包容を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障害福祉サービスを必要とする方々が安心して生活できるように支えていくためには、サービスを担う福祉人材(福祉従事者)を更に増やしていくとともに、より良いサービス提供ができるよう研修などにより育成を図っていく必要があります。より良いサービスを継続して提供していくため、福祉従事者の方にとって働きやすい職場環境をつくり、定着を図ります。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいへの理解促進及び普及啓発活動や、障がいのある人が社会参加するうえでの相談機関の設置等の重層的な支援体制を確立し、障がいのある人と障がいのない人が互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに社会で生活することができる地域づくりを推進します。

5. 計画の対象者

本計画では以下の方を対象に定めます。

- 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）
- 知的障がい者（療育手帳所持者、児童相談所等で知的障がいと判定された方）
- 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定される方）
- 難病患者等（「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」により対象となる疾患に罹患している方）
- 障がい児（児童福祉法第4条第2項に規定される児童）

6. 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「障害福祉サービス」、「自立支援医療」、「補装具の支給」及び「地域生活支援事業」に区分することができます。

また、市町村で実施している児童福祉法に基づくサービスは障害児通所支援、障害児相談支援があります。なお、障がい児の施設入所については、都道府県が実施しています。

障害者総合支援法

障害福祉サービス

◆訪問系サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・重度障害者包括支援
- ・行動援護
- ・同行援護

◆日中活動系サービス

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・就労定着支援

◆居住系サービス

- ・施設入所支援
- ・共同生活援助
- ・自立生活援助

◆相談支援事業

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具の支給

- ・義足
- ・車椅子
- ・補聴器等

地域生活支援事業

◆必須事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業

- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

◆任意事業

- ・日中一時支援事業
- ・レクリエーション活動等支援
- ・点字・声の広報発行等

児童福祉法

障害児通所・相談支援

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・放課後等デイサービス
- ・障害児相談支援

- ・障害児入所支援

岩手県が実施



(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは障がいのある人のそれぞれの状況（障がいの程度や社会活動の状況、介助者、居住等）に合わせて提供される支援です。

	名称	事業内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います

	名称	事業内容
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型）	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

	名称	事業内容
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	居住系のサービスを利用していた人に、定期的な巡回訪問や必要時の支援を行い、かつ地域生活に向けた相談・助言等を行います

	名称	事業内容
相談支援事業	計画相談支援	相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います
	地域移行支援	地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

	名称	事業内容
障害児通所・相談支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います
	保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における当該児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
	障害児相談支援	相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画案を作成し、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います

(2) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	名称	事業内容
自立支援医療	育成医療	身体障がい児が障がいを除去・軽減する手術等の治療にかかる医療費の支給を行います
	更生医療	身体障がい者が障がいを除去・軽減する手術等の治療にかかる医療費の支給を行います
	精神通院医療	通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行います

(3) 補装具

義肢や車いす、補聴器等の購入に際し、補装具費（購入費・修理費等）を支給します。



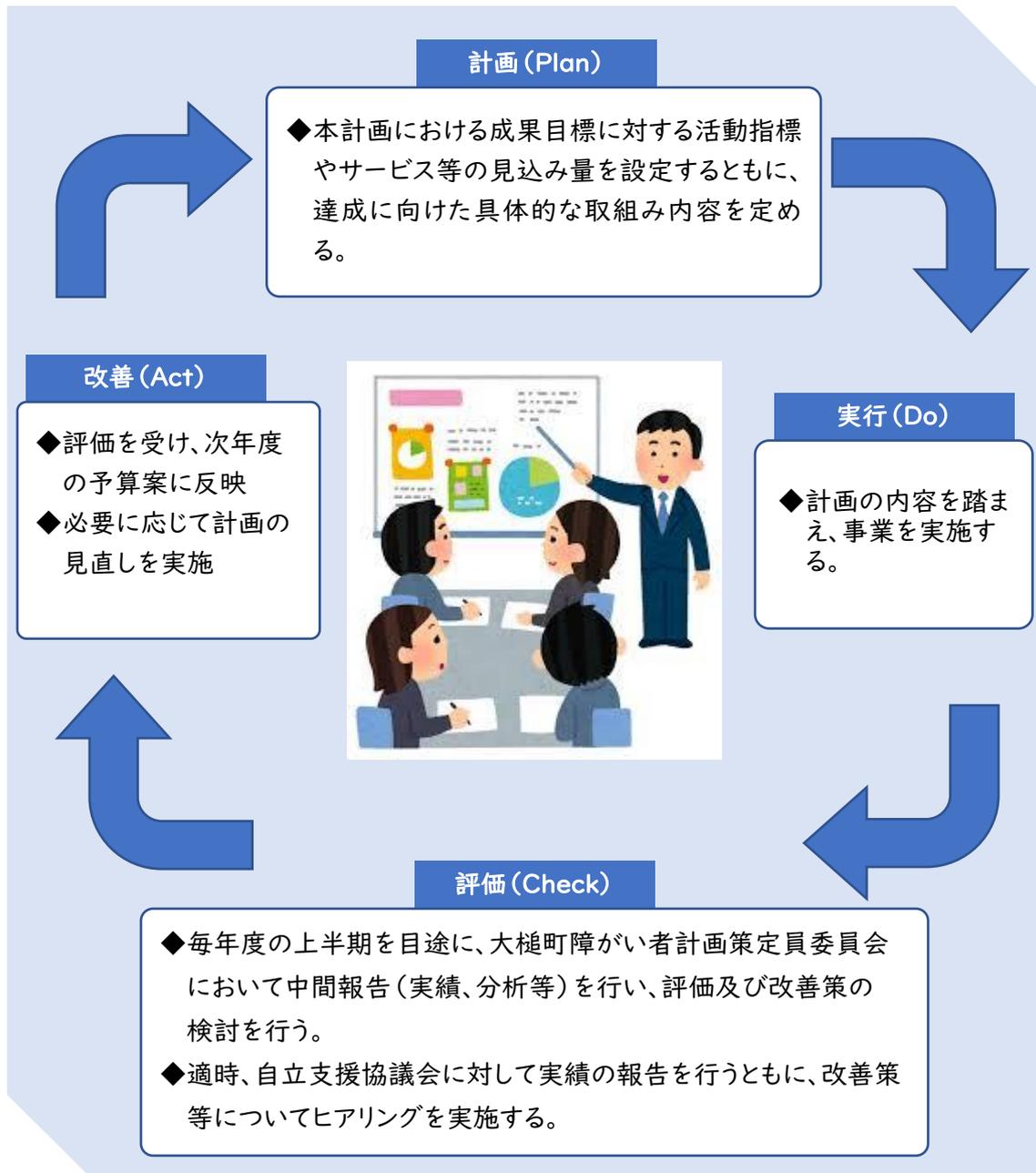
(4) 地域生活支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。必ず実施することとされている「必須事業」と、市町村の判断により実施の有無を選択できる「任意事業」に分かれています。

	名称	事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	相談支援事業	障がいのある人も住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であるものを対象に費用を補助します
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話レベルの手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立を支援します。
	移動支援事業	障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。
任意事業	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介助している家族の休息の機会を確保し、介助者の負担軽減を図ります。
	レクリエーション活動等支援	レクリエーションやスポーツ活動、創作活動のデイケアを開催し、多くの方の社会参加を図ります。
	点字・声の広報発行	町の広報紙をカセットテープ等の記録媒体に録音し、希望者に配布します。

7. 評価・点検体制について

本計画においては、国の指針に基づき、成果指標に対する活動指標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業に対する見込み量を設定することになりますが、以下に示す PDCA サイクルに基づき、毎年度の評価・点検を行い、必要があると認めるときは計画の内容を変更する等、必要な措置を講じることとします。





第2章 障がい者の状況

1. 人口と障害者手帳所持者数の推移

平成27年度と令和元年度の各年度3月末の総人口の比較では、平成27年度の12,320人から748人減の11,572人と毎年150人から200人程度の減少となっています。

総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は7.2%から7.4%の間で推移しており、身体障害者所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数は横ばいから微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

なお、本章における障害者手帳所持者数は岩手県が管理する台帳のデータを参照しています。

年度	総人口	障害者手帳所持者数 <small>(総人口に対する割合)</small>			
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
平成27	12,320人	709人 <small>(5.8%)</small>	113人 <small>(0.9%)</small>	62人 <small>(0.5%)</small>	884人 <small>(7.2%)</small>
平成28	12,176人	705人 <small>(5.8%)</small>	115人 <small>(0.9%)</small>	77人 <small>(0.6%)</small>	897人 <small>(7.4%)</small>
平成29	11,968人	702人 <small>(5.8%)</small>	119人 <small>(1.0%)</small>	84人 <small>(0.7%)</small>	905人 <small>(7.5%)</small>
平成30	11,790人	636人 <small>(5.4%)</small>	119人 <small>(1.0%)</small>	97人 <small>(0.8%)</small>	852人 <small>(7.2%)</small>
令和1	11,572人	624人 <small>(5.4%)</small>	118人 <small>(1.0%)</small>	109人 <small>(0.9%)</small>	851人 <small>(7.4%)</small>

- ◆身体障害者手帳所持者数が平成29年度から平成30年度にかけて大幅に減少しているのは、東日本大震災の影響で未整理であった死亡者や転出者等の情報を一括して整理したため。
- ◆岩手県の障害者手帳台帳データのため、町外へ転出しているものの、障害者手帳の住所変更していない方も数値に含まれている。

2. 障害者手帳所持者数

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者について、令和元年度末の状況を障がい種別でみると「肢体不自由」の方の占める割合が最も高く、全体の半数に相当する 51.3%を占めており、次いで「内部障害(28.2%)」、「視覚障害(9.6%)」、「聴覚・平衡障害(9.6%)」、「音声・言語障害(1.3%)」の順となっています。

また、等級別では「重度(1級・2級)」の方が全体の半数に相当する 55.6%を占めており、次いで「中度(3級・4級)」の方が 31.7%、「軽度(5級・6級)」の方が 12.7%となっています。

◇身体障害者手帳 所持者数推移(障がい別)

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
平成27	69人	70人	6人	390人	174人	709人
平成28	68人	71人	8人	381人	177人	705人
平成29	66人	70人	9人	371人	186人	702人
平成30	63人	58人	8人	332人	175人	636人
令和1	60人	60人	8人	320人	176人	624人

◇身体障害者手帳 所持者数推移(等級別)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成27	255人	145人	86人	128人	43人	52人	709人
平成28	254人	140人	87人	133人	44人	47人	705人
平成29	259人	132人	86人	136人	43人	46人	702人
平成30	233人	123人	82人	114人	44人	40人	636人
令和1	232人	115人	77人	121人	39人	40人	624人



(2) 知的障がい者の状況

平成 27 年度末と令和元年度末の比較では、療育手帳所持者数は 113 人から 5 人増の 115 人となっています。

令和元年度末の状況を見ると、判定別では「中・軽度(B 判定)」の方が全体の 67.8% を占めており、「重度(A 判定)」の方が 32.2%となっています。

◇療育手帳 所持者数推移(判定別)

年度	A 判定	B 判定	合計
平成 27	40 人	73 人	113 人
平成 28	39 人	76 人	115 人
平成 29	39 人	80 人	119 人
平成 30	39 人	80 人	119 人
令和 1	38 人	80 人	118 人

(3) 精神障がい者の状況

平成 27 年度と令和元年度の比較では、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、年平均の増加割合は約 12%となっています。

令和元年度末の状況を見ると、等級別では「中度(2級)」の方が全体の半数に相当する 53.2%を占めており、次いで「重度(1級)」の方が 33.9%、「軽度(3級)」の方が 12.8%となっています。

◇精神障害者保健福祉手帳 所持者数推移(等級別)

年度	1 級	2 級	3 級	合計
平成 27	20 人	35 人	7 人	62 人
平成 28	23 人	45 人	9 人	77 人
平成 29	28 人	47 人	9 人	84 人
平成 30	34 人	49 人	14 人	97 人
令和 1	37 人	58 人	14 人	109 人

第3章 アンケート調査結果

1. アンケート調査の実施概要

(1) アンケート調査の目的

本計画の基礎資料とするため、障がい者の日常生活、就労、社会参加等の状況やニーズなどを調査するとともに、障害福祉サービス等事業者に対してもサービスの提供にあたる課題等を調査しました。

(2) 実施期間

令和2年10月6日～令和2年11月6日

(3) 対象者

① 障がい者向けアンケート調査

- ・ 障害者手帳所持者(65歳以上で要介護認定を受けいている者を除いた者) : 522人
 - ・ 障害者手帳未所持者の内、障害福祉サービス等を利用している者 : 9人
 - ・ 特別児童扶養手当対象児童 : 34人
- 合計 565人

② 事業者向けアンケート調査

- ・ 大槌町及び釜石市内にある障害福祉サービス等事業者 : 27事業者

(4) 配布・回収方法

郵送によるアンケート用紙の配布・回収を行いました。なお、単身世帯の視覚障がいのある人に対しては、役場職員が直接訪問の上、ヒアリングにより調査を行いました。

(5) 回収結果

① 障がい者向けアンケート調査

回答者合計 369人 (回答率 65.3%)

② 事業者向けアンケート調査

回答事業者数合計 22事業者 (回答率 81.5%)



2. 障がい者向けアンケート調査結果 (※回答数が多かった上位項目のみ抜粋して記載しています)

(1) 日常生活における介助の状況について

Q 在宅における支援の必要性について(施設入所者を除く)

項目	ひとりできる	介助が必要	要介助者の割合
通院	173人	95人	35.4%
外出	196人	70人	26.3%
食事の準備	201人	68人	25.3%

(2) 現在の暮らしの状況や今後の生活の希望について

Q 現在の住まいの状況

項目	人数	割合
持ち家	224人	60.7%
入所施設	60人	16.3%
公営住宅	55人	14.9%

Q 今後3年以内の暮らしの希望について

項目	人数	割合
家族と一緒に生活したい	201人	54.5%
障害者支援施設で暮らしたい	51人	13.8%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	44人	11.9%
グループホームを利用したい	9人	2.4%

Q 希望する暮らしのために、どのような支援が必要か 【複数回答形式】

項目	人数	割合
経済的な負担の軽減	140人	47.5%
交通機関の充実	91人	30.8%
在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	86人	29.2%
地域住民の障がいに対する理解	74人	25.1%

(3) 外出の頻度や手段について

Q 一週間の外出の頻度について(施設入所者を除く)

項目	人数	割合
毎日外出する	92人	31.6%
週に3回~4回	51人	17.5%
週に1回~2回	100人	34.4%
全く外出しない	32人	11.0%

Q 主に外出する手段について

項目	人数	割合
自家用車	157人	60.4%
公共機関(タクシー、バス、鉄道)	56人	21.5%
事業所の送迎車	14人	5.4%
徒歩	9人	3.5%

Q 外出時に不便に感じること 【複数回答形式】

項目	人数	割合
交通機関の利便性が悪い	67人	28.5%
交通費が負担	49人	20.9%
発作や突然の身体の変化が心配	34人	14.4%

(4) 就労の希望について

Q 今後の就労の希望について(生産年齢(15歳以上65歳未満)の方を対象)

項目	人数	割合
仕事がしたい	46人	38.3%
仕事はしない、出来ない	74人	61.4%

Q 職業訓練の希望について

項目	人数	割合
すでに職業訓練を受けている	6人	14.6%
職業訓練を受けたい	18人	43.9%
職業訓練を受けたくない、受ける必要がない	17人	41.5%

(5) 相談相手について

Q 普段の悩みごとや困ったことを主に誰に相談するか 【複数回答形式】

項目	人数	割合
家族、親戚	247人	72.9%
施設職員	83人	24.5%
友人、知人	81人	23.9%

Q 普段、障がいのことや福祉サービスなどの情報をどこから得るか。 【複数回答形式】

項目	人数	割合
本や新聞、テレビやラジオのニュース	140人	43.1%
役場の窓口、広報	84人	25.8%
かかりつけ医、看護師	56人	17.2%



3. 障がい者向けアンケート調査結果を受けての考察

(1) 在宅障がい者の今後の生活における支援の必要性について【調査結果 2-(1)より】

日常生活において主に介助を必要としている事項は、通院、外出、食事の準備となっており、介助者の高齢化とともに居宅介護における家事援助、通院援助等の利用やグループホームなどへの入所を視野に入れた支援のニーズが増えていくことが見込まれます。

(2) 障がいへの理解促進について【調査結果 2-(2)より】

「希望する暮らしのために、どのような支援が必要か」の問いに対し、回答者全体の約25%に該当する人が「地域住民の障がいに対する理解」と答えており、地域で生活するうえで障がいに対する理解が不足していることにより生きにくさを感じている方が多数いると考えられます。

町の基本目標である「福祉のまちづくりの推進」のため、町民に対する障がいへの理解に係る積極的な啓発活動の実施が求められています。

(3) 外出時の状況や負担について【調査結果 2-(3)より】

8割以上の方が一週間で最低1回は外出しており、その際に自家用車を使用している方が大半を占めていますが、公共交通機関の需要も多いことが分かります。しかしながら、利用者の多くの方が「利便性が悪い」、「交通費が負担」と回答しているため、特にも今後の介助者の高齢化等を踏まえると、移動の際に介助を要する人に対する支援体制の拡充が喫緊の課題であるといえます。

(4) 就労への意欲について【調査結果 2-(4)より】

生産年齢に該当する回答者の約4割の方が就労を希望しており、その内の半数以上の方がハローワーク等が実施している職業訓練の受講を希望(または利用中)していることから、多くの方が就労の場を求めていることがうかがえます。

(5) 相談支援体制の構築について【調査結果 2-(5)より】

相談相手のほとんどが家族、親戚と回答していますが、逆に外部の機関に相談できていない状況もあると推測されます。その他意見として、「相談できない」「相談できる場所を知らない」といった声も出されていたことから、地域で生活を支援する拠点等の整備を進め、さらに活用できる制度の周知を強化する必要があります。

4. 事業者向けアンケート調査結果

(1) 職員の人材の確保について (回答事業者数：22カ所)

Q 業務量に対する職員の過不足について

項目	事業者数	割合
大変不足している	1	4.5%
不足している	5	22.7%
やや不足してる	7	31.8%
適当である	8	36.3%
過剰である	0	0.0%

Q 職員の仕事定着のために行っている取組について 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
外部への研修への休暇取得の支援	11	50.0%
勤務条件(夜勤回数、勤務時間帯など)の改善	9	40.9%
事業所内での研修機会の確保	9	40.9%

Q 円滑な事業運営のため改善したい課題について 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
サービスの内容や質の向上	14	63.6%
職員の資質向上	13	59.1%
施設・整備の改善	8	36.3%

Q 今後、行政機関等からどのような支援が必要か 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
行政との情報共有	14	63.6%
事業所運営に必要な情報提供	11	50.0%
財政面の支援	10	45.5%



(2) 一般就労について (回答事業者数：6カ所)

Q 利用者の意識を高めるための動機付けについて取り組んでいること 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
個別相談を行っている	3	50.0%
職場実習を行っている	3	50.0%
就労のしかたへのフォローアップをしている	2	33.3%

Q 一般就労が伸び悩む課題や原因は何か (自由記述)

- ・ 受入を希望する企業はあるものの、職種が偏っておりマッチングが難しい。
- ・ 交通手段が少なく、通勤が難しい
- ・ 就職に向けての強い意志が見えない方に対しては支援が難しい

(3) 地域移行について (回答事業者数：8カ所)

Q 利用者の意識を高めるための動機付けについて取り組んでいること 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
個別面談を行っている	2	25.0%
定期的な外出を行っている	2	25.0%
特に行っていない	6	75.0%

Q 地域移行に向けて、必要な条件は何か 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
地域で活動できる場の整備 (グループホームや社会復帰施設等)	6	75.0%
日中活動の場の整備	6	75.0%
地域活動の訓練ができる場の整備 (外泊ができる場の提供)	3	50.0%

Q グループホームの設置に向けた課題は何か 【複数回答形式】

項目	事業者数	割合
地域住民の理解	6	75.0%
勤務職員の確保	6	75.0%
財政的な問題	5	62.5%
経営ノウハウがない	1	12.5%

5. 事業者向けアンケート調査結果を受けての考察

(1) 深刻な人材不足について【調査結果 4-(1)より】

全体の約6割に相当する事業者から職員が不足しているとの回答があり、慢性的な人材不足が地域の大きな課題になっています。

福祉人材の確保については行政機関による積極的な支援が求められており、専門性を有した人材の確保に加え、経験のない人材であっても研修によって専門性を高めるなど計画的な施策を展開する必要があります。

(2) 行政に求める支援について【調査結果 4-(1)より】

行政機関に求める支援として、「行政との情報共有」という回答が多かったことから、必要な情報の種類に応じて自立支援協議会等の場で積極的に共有していくように努めます。

また、円滑な事業の実施に向けて改善したい課題が「サービスの内容や質の向上」との回答が多くあったものの、県主催のスキルアップ等の研修会は内陸部で開催されることが多く、参加することが難しいとの声もあることから、自立支援協議会において、圏域における職員の専門性やスキルを高めるための研修会を積極的に実施すると共に、地域生活支援事業の自発的活動支援事業等を活用し、町内独自の研修会の開催や事業者の横のつながりを作る機会を設け、情報交換を円滑に行う事ができる体制を構築していく必要があります。

(3) 就労に向けた支援について【調査結果 4-(2)より】

就労については、障がい者向けアンケート調査より「ハローワーク等が実施する職業訓練を受けたい」という声が多くあるものの、事業者向けアンケートからは「就職に向けての強い意志が見えない方に対しては支援が難しい」との意見があることから、就労に対する意識付けの面で、就労系事業所や障がい者就業・生活支援センターキックオフ等の就労支援機関や教育機関との連携を強化していくよう努めます。

(4) グループホームの設置にかかる支援について【調査結果 4-(3)より】

地域移行に繋げる課題として、「地域で活動できる場の整備」や「日中活動の場の整備」などが挙げられており、障がい者向けアンケート調査からも「グループホームで暮らしたい」という声があることから、グループホームの設置が強く求められています。

しかしながら、グループホームの設置・運営にかかる課題として、「地域住民への理解」、「勤務職員の確保」、「財政や運営ノウハウの不足」との回答があったことから、それぞれの課題に対する包括的な支援を実施する必要があります。



第4章 令和2年度までの実績

1. 成果目標に対する達成状況

成果目標とは、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の具体的な課題に対し、国の指針に基づき提供体制を確保するための活動指標です。

平成30年度から令和2年度(見込み)までの達成状況は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度までの活動指標は P31

福祉施設を退所してグループホームやアパート、一般住宅等、地域での生活への移行を支援するために活動指標を設定し、取り組みを推進しました。

活動指標

- 令和2年度末の福祉施設入所者数を平成28年度末の福祉施設入所者数(48人)から2%(1人)以上削減する。
- 令和2年度末までに平成28年度末における福祉施設入所者数(48人)の4%(2人)以上が地域生活へ移行する。

達成状況

項目	数値指標	実績 (令和2年度末見込)	達成状況	備考
①入所者数	47人	50人	未達成	令和元年度末福祉施設入所者数 50人
②地域生活移行者数	2人	2人	達成	

課題と対応策

地域移行が進まない背景として、移行先であるグループホームが圏域に少ないということが挙げられます。施設側では退去候補者はいるものの、地域として受け入れる体制が整っていない状況です。今後の対応として、グループホーム設置に向けて、事業者に対する支援体制の構築を検討していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度までの活動指標は P32

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるような支援体制を構築するため活動指標を設定し、取り組みを推進しました。

活動指標

令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域（大槌町及び釜石市）で設置する。

達成状況

令和2年度末の状況 (見込み)	設置完了
--------------------	------

【協議の場の設置に至る経緯】

- ◆令和元年度より自立支援協議会地域づくり部会を「関係機関による協議の場」として位置付ける方向を確認し、構成員に県保健所の保健師を追加し、協議を進めている。
- ◆令和元年度2月に自立支援協議会において同システム構築にかかる研修会を開催し、先行事例を学ぶほかピアサポーターによる意見交換会を行った。
- ◆令和2年度中に自立支援協議会地域づくり部会を「関係機関による協議の場」と位置付ける見込み

課題と対応策

関係機関による「協議の場」を設置する見込みは立っているものの、「協議の場」では現状分析と地域課題を整理し、具体的なプラン（アクション）と目標を定め、関係機関が連携して目標達成に向けてプランを推進することが求められます。

令和元年度に実施したピアサポーターによる意見交換会で得られた意見等を参考に現状分析を進め、より当事者に寄り添った支援体制を確立していきます。

また、協議で得られた取組みを広く町民に周知することで精神障がいの理解促進にも努めていきます。

【ピアサポーターによる意見交換会で得られた意見】(抜粋)	
<圏域の強み>	<圏域の弱み>
<ul style="list-style-type: none"> ●人混みが少ない ●自然が豊かで過ごしやすい ●スポーツが盛ん(ラグビー等) ●釜石市には大型ショッピングモールがあり買い物に便利 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通が不便 ●賃貸住宅の家賃が高い ●医療機関の選択肢がもっとあれば良い ●市街地でない通所施設まで通うのが大変



(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度までの活動指標は P33

障がいのある人が自立して地域で生活するための居住支援拠点を整備するため、活動指標を設定し、取り組みを推進しました。

活動指標

令和2年度末までに、圏域(大槌町及び釜石市)で1カ所の地域生活支援拠点を整備する。

達成状況

令和2年度末の状況
(見込み)

未整備

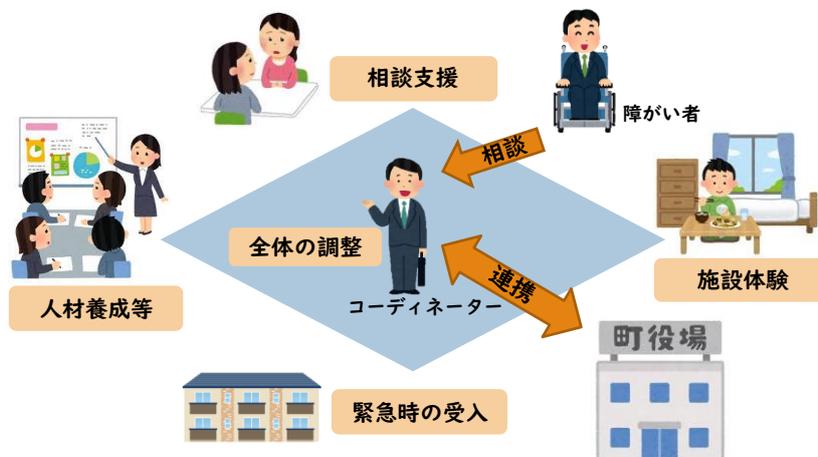
【整備に至る経緯】

- ◆令和元年度より自立支援協議会において整備に係る協議を進めている。
 - ◆令和元年9月に県から講師を招き、制度の理解にかかる勉強会を実施。
 - ◆令和2年4月より整備にかかるワーキンググループを設置。
- 現在は釜石市及び関係機関と令和3年度からの整備に向けて議論を進めている。

課題と対応策

地域生活支援拠点の整備においては核となる中核的な存在が必要であり、従来であればその役割を果たす基幹相談支援事業所がない当圏域においては、その代替りとなる全体の調整を担うコーディネーターの設置が必須となっています。また、緊急時の受け入れをはじめ障害福祉サービス事業者との綿密な連携が必要であり、整備完了後も円滑な運用が可能となるよう協議を進めていきます。

【地域生活支援拠点のイメージ】



地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい者を支援する

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

令和5年度までの活動指標は P34

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進するため、活動指標を設定し、取り組みを推進しました。

活動指標

- ① 令和2年度における一般就労者数を平成28年度における移行実績(3人)の1.5倍(5人)とする。
- ② 令和2年度末における就労移行支援事業所利用者数を3人とする。
- ③ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を80%とする。

達成状況

項目	目標値	実績 (令和2年度末見込)	達成率	備考
①一般就労移行者数	5人	2人	40%	H30年度 : 2人 R元年度 : 1人
②就労移行支援事業利用者数	3人	2人	67%	H30年度 : 2人 R元年度 : 1人
③職場定着率	80%	-	-	H30年度~R元年度 事業利用者なし

課題と対応策

福祉施設から一般就労への移行が進まない背景として、企業の障がい者雇用への理解・関心が高まっており、企業からの雇用を希望する相談は増えている一方、福祉施設において一般就労への準備が整っている方が減っていることや施設利用者の高齢化が進んでいることが考えられます。

今後についても福祉施設利用者の就労ニーズを捉え、公共職業安定所や障がい者就業生活支援センターと連携し個人の特性や希望に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和5年度までの活動指標は P35

障がい児に対する重層的な支援体制を構築するため、活動指標を設定し、取り組みを推進しました。

活動指標

- ① 平成 30 年度までに、圏域において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。
- ② 令和 2 年度までに、圏域において以下の障がい児を支援するための施設の整備について検討を行う。
 - ◆児童発達支援センター
 - ◆保育所等訪問支援
 - ◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所
 - ◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

達成状況

項目	実績
① 関係機関の協議の場	<u>設置完了</u> (自立支援協議会子ども支援部会内に協議の場を設置)
② 施設の整備についての検討	自立支援協議会子ども支援部において継続して <u>検討中</u>

課題と対応策

令和 2 年度より自立支援協議会子ども支援部会を「関係機関の協議の場」と位置づけ、定期的に協議を実施しています。今後は当事者家族も構成員に加え、より実効的な議論を行っていきます。

施設の整備についての検討については、県の実施する研修会への参加や他市町村の状況調査を行ってまいりましたが、事業の運営に係る費用や人員確保等の諸課題により整備に向けた具体的な展開には進んでいません。

2. 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスごとの前計画で想定した数値(平成30年度から令和2年度のまでの見込み量)と実際の利用実績は以下のとおりです。

※見込み量を設定した事業のみ記載 ※計画比率は令和2年度(見込)と令和2年度(計画値)を比較

(1) 訪問系サービス

令和5年度までの見込み量は P38

サービス項目	計画値			実績値			計画比率
	H30	R1	R2	H30	R1	R2 _(見込)	
居宅介護 時間/月	95	115	135	97	87	73	54%

課題と対応策

従前からの利用者の高齢化により介護施設等に入所し、訪問系サービスの利用者数が年々減少していますが、今後とも在宅にて福祉的な支援を必要としている方がサービスに適切に繋がるよう事業者や相談支援専門員等の関係者と連携を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

令和5年度までの見込み量は P39

サービス項目	計画値			実績値			計画比率
	H30	R1	R2	H30	R1	R2 _(見込)	
療養介護 人日/月	6	6	6	6	6	6	100%
生活介護 人日/月	1,197	1,214	1,231	1,106	1,164	1,218	99%
短期入所 人日/月	12	16	20	14	15	0	0%
自立訓練 _(生活訓練) 人日/月	30	30	30	0	18	20	67%
就労移行支援 人日/月	43	43	43	41	9	22	51%
就労継続支援 _(A型) 人日/月	134	150	166	98	77	62	37%
就労継続支援 _(B型) 人日/月	842	863	884	768	779	805	91%
就労定着支援 人日/月	2	2	2	0	0	0	0%

課題と対応策

日中の生活を支援する療養介護や生活介護についてはほぼ計画値通りの実績だったものの、短期入所については令和元年度までは平均して毎月2~3名程度が利用していましたが令和2年度においては利用希望者がいない状況です。

就労継続支援A型については令和2年9月より圏域内の1事業所が廃止し、その事業所を利用していた方がB型に移行したことから実績値が減少しており、就労定着支援については圏域内に事業所が無いことから利用者はいませんでした。

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査によると、一般就労への希望者は多数いるため、適切なサービスにつながるよう一人一人のニーズや障がいの状態を踏まえ、きめ細やかな支援を継続して行っていきます。



(3) 居住系サービス

令和5年度までの見込み量は P40

サービス項目		計画値			実績値			計画比率
		H30	R1	R2	H30	R1	R2 _(見込)	
施設入所支援	人/月	48	48	47	51	50	49	104%
共同生活援助	人/月	13	14	15	10	11	11	73%
自立生活援助	人/月	0	0	1	0	0	0	0%

課題と対応策

施設入所者が減らない背景には、高齢化等により退所後に家族が面倒を見られないことや、グループホームの不足により、移行する先が見つからないという要因が考えられます。町としては、グループホームの設置に向けての事業者への支援体制の構築に努めるとともに、障がい者の地域移行が進むよう、町民に対する障がいへの理解促進に係る取組みを強化していきます。

(4) 相談支援事業

令和5年度までの見込み量は P40

サービス項目		計画値			実績値			計画比率
		H30	R1	R2	H30	R1	R2 _(見込)	
計画相談支援	人/月	23	24	25	27	31	30	111%
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	1	100%
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0	0%

課題と対応策

計画相談支援、地域移行支援については、概ね計画どおり利用されています。

地域定着支援については、利用者に対し相談支援専門員が計画相談支援の業務の中で支援している状況であるため、支給決定に繋がるよう改めて制度を周知します。

一方、相談支援の内容が多様化しており、特に強度行動障がいのある人等への専門的なスキルを要するケースについての対応により相談支援専門員の負担が増加している状況もあることから、自立支援協議会において相談支援専門員の情報交換等による連携強化を図る他、専門的な支援スキルを有する講師を招聘し研修会やスーパーバイズを実施する等、相談支援専門員に対する支援を行っていきます。

(5) 障害児通所・相談支援

令和5年度までの見込み量は P41

サービス項目		計画値			実績値			計画比率
		H30	R1	R2	H30	R1	R2 _(見込)	
児童発達支援	人日/月	9	9	12	12	14	8	67%
放課後等デイサービス	人日/月	42	50	50	71	94	140	280%
障害児相談支援	人日/月	3	4	4	3	5	6	150%

課題と対応策

放課後等デイサービスが伸びている背景には、保護者への制度の理解が進み、利用に繋がっていることが考えられます。児童発達支援については、保護者の意向で利用に繋がらないケースもありますが、引き続き担当保健師等と連携し、制度の周知を図ります。

◆医療的ケア児コーディネーターの設置

目標	計画値			実績値			計画比率
	H30	R1	R2	H30	R1	R2 _(見込)	
医療的ケア児コーディネーターの設置人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0%

課題と対応策

国や県よりコーディネーターの要件や財源措置等の情報収集に努めて参りましたが、令和2年度までに設置には至らない見込みです。

しかしながら、長期的な視野で医療的ケア児及びその家族に寄り添うコーディネーターは、地域で安心して生活できるまちづくりの推進に向けた相談体制の強化を行う観点から極めて重要であり、令和3年度からの設置に向けて釜石市と協議を進めていきます。



3. 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業ごとの前計画で想定した数値(平成30年度から令和2年度のまでの見込み量)と実際の利用実績は以下のとおりです。

(1) 必須事業

令和5年度までの見込み量は P42~

事業項目		計画値			実績値			計画比率
		H30	R1	R2	H30	R1	R2(見込)	
理解促進研修・啓発事業	回数	1	1	1	0	0	1	100%
自発的活動支援事業	回数	1	1	1	0	0	0	0%
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2	100%
基幹相談支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1	100%
住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	0	0	0	0%
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	0	0	0	0%
成年後見制度法人後見支援事業	回数	0	1	1	0	0	0	0%
意思疎通支援事業	件	9	9	9	2	0	2	22%
日常生活用具給付等支援事業	件	299	299	299	291	306	323	108%
介護訓練支援用具	件	3	3	3	0	0	1	
自立生活支援用具	件	2	2	2	1	1	1	
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	1	2	2	
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2	4	2	
排泄管理支援用具	件	290	290	290	287	299	315	
住宅改修費	件	1	1	1	0	0	2	
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	1	0	0	0	0%
移動支援事業	人	1	1	1	0	0	0	0%
地域活動支援センター機能強化事業	人(町内)	0	0	6	0	0	0	0%
	人(町外)	30	30	30	27	27	27	90%

課題と対応策

手話奉仕員養成研修は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度より実施を見合わせています。自発的活動支援事業及び移動支援事業については実施を希望する事業者がおらず、成年後見制度利用支援事業及び意思疎通支援事業については利用希望者がいなかったため実施実績はありませんでした。これら事業については事業の利用促進に向けた広報を強化していきます。

町内における地域活動支援センターの実施については引き続き関係団体と整備に向けて協議を継続していきます。

(2) 任意事業

令和5年度までの見込み量は P45

事業項目		計画値			実績値			計画比率
		H30	R1	R2	H30	R1	R2(見込)	
日中一時支援事業	人	14	15	16	16	17	22	138%
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	人	12	12	12	0	0	0	0%
点字・声の広報等発行事業	人	7	7	7	5	5	5	71%

課題と対応策

日中一時支援事業については計画を上回る利用者数ではありますが、現時点のサービス提供体制で利用ニーズには応えられている状況です。

スポーツ・レクリエーション教室開催事業については現時点では実施できていない状況ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和3年度からは町内の障害福祉サービス事業所や日中一時支援事業所、地域生活支援センター等と連携して開催する予定です。

点字・声の広報等発行事業については引き続き利用希望者のニーズに対応していきます。

コラム2 障がい者スポーツについて

障がい者スポーツとは、障がいがあってもスポーツができるよう、障がいに応じてルールや実施方法を変更したり、用具等を用いて障がいを補ったりする工夫がされたスポーツのことを指します。当初は医学的なりハビリテーションを目的として発展した側面もありますが、現在では障がいのある人のみならず、障がいのない人も一緒に楽しむレクリエーションとしても活用されています。このコラムでは、障がい者スポーツの一部を紹介합니다。

ボッチャ



ジャックボールと呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり転がしたりしていかに近づけるかを競います。

ゴールボール



1チーム3人による対戦形式で、目隠しをしながら鈴の入ったボールを転がし、ゴールに入った点数を競います。

パラ卓球



身体や知的障がいの状態によってクラス分けを行い、サービス、トスなどに特別ルールを設定した卓球競技です。



第5章 令和5年度までの活動指標等

1. 成果目標に対する活動指標の設定

国の指針では、令和3年から令和5年の期間において以下に示す7項目について成果目標を定めることとされています。大槌町における活動指標と具体的な取組内容は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2年度までの実績は P21

福祉施設を退所してグループホームやアパート、一般住宅等、地域での生活への移行を支援するために活動指標を設定し、取り組みを推進します。

国が示す指針

- ① 令和5年度末の福祉施設入所者数を令和元年度末の福祉施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ② 令和5年度末までに令和元年度末における福祉施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

活動指標

項目	令和5年度 目標値	備考
①入所者数	49人	令和元年度末入所者数⇒50人 ^(A) 削減数⇒50人 ^(A) ×1.6%=1人 ^(B) 令和5年度末入所者数(A)-(B)=49人
②地域生活移行者数	3人	令和元年度末入所者数(50人)×6.0%=3人

活動指標の考え方と取組内容

障がい者の高齢化や障がいの重度化、また支援する家族の高齢化が進み、福祉施設への入所を希望する方が多い状況となっておりますが、地域生活支援拠点の整備による生活支援体制の拡充やグループホーム等の住まいの場の確保を進め、地域生活移行者数を増やすことで福祉施設への入所者数の削減に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度までの実績は P22

精神障がいのある方々が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるような支援体制を構築するため、活動指標を設定し取り組みを推進します。

国が示す指針

- ① 精神障がいのある人の地域移行に関する障害福祉サービスの利用者見込み数を設定する。
- ② 保健、医療、福祉関係者による協議の場の具体的な活動指標を設定する。

活動指標

項目	内容	数値指標			
		R3年度	R4年度	R5年度	
① 精神障がいのある人の地域移行に関する障害福祉サービスの利用者見込み数	地域移行支援	1人	1人	1人	
	地域定着支援	1人	1人	1人	
	共同生活援助	1人	1人	1人	
	自立生活援助	1人	1人	1人	
② 保健、医療、福祉関係者による協議の場の活動指標	開催回数	2回	2回	2回	
	関係機関等別の参加人数	保健	1人	1人	1人
		医療	2人	2人	2人
		福祉	10人	10人	10人
		当事者	2人	2人	2人
		行政	2人	2人	2人
目標設定及び評価の回数	1回	1回	1回		

活動指標の考え方と取組内容

精神障がいのある人の地域移行に関する障害福祉サービスの利用については、担当の相談支援専門員と連携し、当事者や家族に対して積極的にサービスの情報提供を行います。

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、令和2年度において自立支援協議会地域づくり部会の場において設置見込みであるため、数値指標で掲げる年2回の協議を着実に行うとともに、当事者を主体とする支援体制の構築のために当事者や家族の参加も促しながら様々な意見を取り入れていきます。

また、毎年度末には目標の設定及び評価を実施します。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

重点施策

令和2年度までの実績は P23

障がいのある人が自立して地域で生活するための居住支援拠点を整備し、機能の充実を図るため、活動指標を設定し取り組みを推進します。

国が示す指針

- ① 令和5年度末までに、圏域で1カ所の地域生活支援拠点を整備する
- ② その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証する。

活動指標

項目	指標
① 地域生活支援拠点の整備	令和3年度に整備完了
② 運用状況の検証	年に1回、自立支援協議会において活動報告を行う

活動指標の考え方と取組内容

地域生活支援拠点の整備は障がいのある人が地域で自立した生活を送るうえで極めて重要な役割を果たします。令和3年度より拠点の全体的な調整を行うコーディネーターを釜石市と連携して設置します。また、圏域にある地域生活支援拠点の構成機関となり得る障害福祉サービス事業所と連携して機能の強化を行うとともに、年に1回、自立支援協議会において活動報告を行うことで関係機関に制度の周知を図り、多様な意見を取り入れ随時改善に努めていきます。

【地域生活支援拠点のメリット】

- ① 緊急時の迅速・確実な受入体制の確保
⇒ 介助者の急病等が発生した際の支援体制の確保を通じた安心感の担保。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒ 障がい者等の地域生活への移行を支援する。
- ③ 相談窓口の一元化
⇒ 相談窓口が明確になり、安心して相談できる体制が確保される。

【コーディネーターの主な役割】

- ① 地域生活支援拠点を構成する各機関の総合調整
- ② 緊急時の統一的な相談窓口
- ③ 釜石大槌地域障がい者自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

令和2年度までの実績は P24

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進するため、活動指標を設定し取り組みを推進します。

国が示す指針

- ① 令和5年度における一般就労者数を令和元年度における移行実績の1.27倍以上とする。
- ② 令和5年度における障害福祉サービスを利用して一般就労した者のうち、7割の者が就労定着支援事業を利用する。

活動指標

項目	内容	数値指標			令和元年度 実績
		R3年度	R4年度	R5年度	
①一般就労移行者数 (サービス別内訳)	移行者数	3人	3人	3人	1人
	就労移行支援	2人	2人	2人	1人
	就労継続支援A型	0人	0人	0人	0人
	就労継続支援B型	1人	1人	1人	0人
②就労定着支援事業	サービス利用者数	0人	0人	1人	0人
	一般就労への移行者のうち、 当事業を利用する者の割合	0%	0%	33%	0%

活動指標の考え方と取組内容

平成29年度の一般就労者数4人をピークに当町における移行者数は減少傾向にありますが、福祉施設利用者の就労ニーズを捉え、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センターと連携し個人の特性や希望に応じたきめ細やかな支援を行う事で活動指標の達成に努めていきます。

特に、就労移行支援事業については一般就労への移行に向けたサービスであることから、役場の窓口での利用案内をはじめとして積極的な情報の周知を行っていきます。

就労定着支援事業の利用者数については、現在圏域内に事業所が無いことから利用につなげることが難しい状況ではありますが、一般就労移行後の支援体制の充実は重要であることから、現在、就労移行支援事業を実施している事業者に対して就労定着支援事業の実施を呼びかけていきます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和2年度までの実績は P25

障がい児に対する重層的な支援体制を構築するため、活動指標を設定し取り組みを推進します。

国が示す指針

- ① 令和5年度までに、圏域において以下の障がい児を支援するための施設を整備する。
 ◆児童発達支援センター ◆保育所等訪問支援
 ◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
- ② 令和5年度までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を行う

活動指標

項目	内容	指標
①障がい児を支援するための施設の整備	児童発達支援センター	自立支援協議会子ども支援部会等において引き続きニーズの確認を行いつつ、整備について検討する
	保育所等訪問支援	
	重症心身障害児を支援する ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	
② 関係機関の協議の設置及びコーディネーターの配置	関係機関の協議の場	令和2年度に設置済
	重点施策 コーディネーターの配置	令和3年度より圏域で配置予定

活動指標の考え方と取組内容

障がいを抱える障がい児やその家族に対して、乳幼児期から教育機関を卒業し、さらにはその後の生活に至るライフステージに沿って地域の各種関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築することは極めて重要であり、障がい児を支援するための施設の整備については国や県の支援制度の情報や他圏域の情報収集に努めつつ自立支援協議会子ども支援部会等において引き続きニーズの確認を行い、整備について検討していきます。

医療的ケア児にかかる協議の場については令和2年度に自立支援協議会子ども支援部会を協議の場として位置付けており、令和3年度からは圏域において医療的ケア児のコーディネーターを配置し、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

本計画からの新規指標

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で抱えている課題やニーズにきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であり、相談支援体制の充実・強化を図るため、活動指標を設定し取り組みを推進します。

国が示す指針

- ① 令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援を実施する
- ② 令和5年度末までに地域の相談支援体制の強化を行う

活動指標

項目	内容	数値指標		
		R3年度	R4年度	R5年度
①総合的・専門的な相談支援	基幹相談支援センターが行う相談支援	0件	0件	1件
②地域の相談支援体制の強化	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	1件	1件	1件
	人材育成の支援	2件	2件	2件
	連携強化の取組	12件	12件	12件

活動指標の考え方と取組内容

総合的・専門的な相談支援については基本的には基幹相談支援センターが行う相談支援になりますが、当圏域においては基幹相談支援センターがないため、他圏域の基幹相談支援センター職員を招聘する等により実施していきます。

当圏域の現況として、相談支援の内容が多様化しており、特に強度行動障がいのある人等への専門的なスキルを要するケースについての対応により相談支援専門員の負担が増加している状況もあることから、毎月開催する自立支援協議会地域づくり部会の場合において相談支援専門員の情報交換等による連携強化を図る他、強度行動障がい等の専門的な支援スキルを有する講師を招聘し、指導・助言を行っていきます。また、県や他圏域で開催される研修会への参加にかかる経費の助成を行い、人材育成の支援を行います。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本計画からの新規指標

障害福祉サービス等の質を向上させるためには役場担当職員の資質向上も重要な要素であることから、活動指標を設定し取組みを推進します。

国が示す指針

- ① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への行政職員の参加人数の見込みを設定する。
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

活動指標

項目		数値指標		
		R3年度	R4年度	R5年度
①研修への参加人数		2人	2人	2人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用	事業所や関係自治体と共有する体制の有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回

活動指標の考え方と取組内容

障害者総合支援法の具体的内容の理解促進を図る観点から、国や県が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修会等に積極的に参加します。

また、自立支援給付の請求の過誤をなくすことは町の事務負担の軽減につながり、事業所にとっても請求にあたっての注意すべき点を把握する機会となるため自立支援協議会の場等においてシステムの審査結果を共有する機会を設けます。

2. 障害福祉サービスの見込み量

障害福祉サービスの見込み量は、平成30年度から令和2年度までの利用実績や増減傾向、アンケート調査の結果等を踏まえ、利用者の意向や平均的な一人当たりの利用量を参考に算出しています。サービス提供体制の計画的な整備に向け、自立支援協議会サービス構築部会等において協議を行い、関係機関やサービス提供事業者と連携を図りながら取組みを進めます。

(1) 訪問系サービス

令和2年度までの実績は P26

サービス項目				計画値			R2年度 7月実績
				R3年度	R4年度	R5年度	
① 居宅介護	利用者数	人 / 月	9	10	11	8	
	サービス量	時間 / 月	81	90	99	73	
② 重度訪問介護	利用者数	人 / 月	1	1	1	0	
	サービス量	時間 / 月	1	1	1	0	
③ 重度障害者等 包括支援	利用者数	人 / 月	0	0	0	0	
	サービス量	時間 / 月	0	0	0	0	
④ 行動援護	利用者数	人 / 月	1	1	1	0	
	サービス量	時間 / 月	5	5	5	0	
⑤ 同行援護	利用者数	人 / 月	1	1	1	0	
	サービス量	時間 / 月	5	5	5	0	

見込み量の考え方

居宅介護については、利用者の高齢化により介護施設等への入所が進み、年々利用者数が減少していますが、精神障がい者等の地域移行が促進されることで、ニーズが増加することが予想されることから年間1人の増加傾向で見込みます。

行動援護については、これまで利用実績はありませんが、地域生活への移行が進むことで利用希望が出てくると予想されることから、ニーズがあると見込みます。

行動援護については、アンケート調査によると、6人の在宅の視覚障がいの方が希望していることから、例年の実績を踏まえ1人で見込みます。



(2) 日中活動系サービス

令和2年度までの実績は P26

サービス項目				計画値			R2 年度 7月実績
				R3 年度	R4 年度	R5 年度	
① 療養介護	利用者数	人 / 月	6	6	6	6	
	サービス量	人日/月	62	64	66	60	
② 生活介護	利用者数	人 / 月	1,240	1,280	1,320	1,218	
	サービス量	人日/月	1	2	3	0	
③ 短期入所	利用者数	人 / 月	6	12	18	0	
	サービス量	人日/月	0	0	0	0	
④ 自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人 / 月	0	0	0	0	
	サービス量	人日/月	0	0	0	0	
⑤ 自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人 / 月	1	1	1	1	
	サービス量	人日/月	20	20	20	20	
⑥ 就労移行支援	利用者数	人 / 月	3	4	5	0	
	サービス量	人日/月	45	60	75	0	
⑦ 就労継続支援 (A型)	利用者数	人 / 月	3	3	3	3	
	サービス量	人日/月	66	66	66	66	
⑧ 就労継続支援 (B型)	利用者数	人 / 月	49	50	51	48	
	サービス量	人日/月	833	850	867	809	
⑨ 就労定着支援	利用者数	人 / 月	1	1	1	0	

見込み量の考え方

療養介護、自立訓練については、令和2年度の実績をベースに見込みます。

生活介護については、今後は就労継続支援B型利用者が高齢化・重度化することで、利用することが予想されることから、これまでの推移を参考に年間2人の増加を見込みます。

短期入所については、介助者の高齢化に伴いニーズが増えてくることが予想されますが、対応可能な施設は町内に1事業所(四季の郷)であることから微増で見込みます。

就労移行支援については、アンケート調査^(P16)によると「仕事をしたい」と回答した方のうち、5人が訓練を受けたいと回答していることから、5人を利用者数として見込みます。

就労継続支援A型については現状において圏域内で新規で利用できる事業所がないことから R2 年度の実績通りとし、B型については、現在の利用状況を踏まえ微増傾向で見込みます。

(3) 居住系サービス

令和2年度までの実績は P27

サービス項目				計画値			R2年度 7月実績
				R3年度	R4年度	R5年度	
①	施設入所支援	利用者数	人/月	50	50	49	50
②	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	12	13	18	11
③	自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	1	0

見込み量の考え方

施設入所支援については、本章で述べた施設入所支援利用者の地域移行目標を基に、令和5年度までに1人削減を目指し、見込量を算定しました。

グループホームについてはこれまで毎年度1名程度の増があったことに加え、令和5年度までに町内への設置を求めていることから、令和3年度および令和4年度においては令和2年度を基準として毎年1名の増とし、令和5年度においては町内に定員4名の施設が開設されていることを想定して、計5名の増と見込みます。

また、自立生活援助においてはグループホームの利用者の増に合わせ、令和5年度において1名の利用を見込みます。

(4) 相談支援事業

令和2年度までの実績は P27

サービス項目				計画値			R2年度 7月実績
				R3年度	R4年度	R5年度	
①	計画相談支援	利用者数	人/月	31	32	33	30※
②	地域移行支援	利用者数	人/月	1	1	1	0
③	地域定着支援	利用者数	人/月	1	1	1	0

※毎月実績が変動するため、4月から7月実績の平均値を記入。

見込み量の考え方

計画相談支援については近年の動向を踏まえ、サービス利用者の増加を見込みます。

地域移行支援・地域定着支援については、施設入所支援利用者及び入院からの地域移行者数を基に見込量を算定していますが、地域移行者全てが利用するとは限らないため、個別のケースに合わせた適切な支給に努めます。



(5) 障害児通所・相談支援

令和2年度までの実績は P28

サービス項目				計画値			R2 年度 7 月実績
				R3 年度	R4 年度	R5 年度	
①	児童発達支援	利用者数	人 / 月	4	4	4	3
		サービス量	人日/月	11	11	11	8
②	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人 / 月	0	0	0	0
		サービス量	人日/月	0	0	0	0
③	保育所等 訪問支援	利用者数	人 / 月	0	0	1	0
		サービス量	人日/月	0	0	1	0
④	放課後等 デイサービス	利用者数	人 / 月	12	12	12	11
		サービス量	人日/月	156	156	156	146
⑤	障害児相談支援	利用者数	人 / 月	7	7	7	6※

※毎月実績が変動するため、4月から7月実績の平均値を記入。

見込み量の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、アンケート調査により利用希望があったことから、ともに1人増で見込みます。保育所等訪問支援については現状で圏域に設置されていないため、自立支援協議会等において設置に向けた検討を継続して実施します。

◆医療的ケア児コーディネーターの設置

重点施策

目標		計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
医療的ケア児コーディネーターの設置	設置人数	1	1	1

目標の考え方

令和3年度から、圏域において医療的ケア児のコーディネーターを配置し、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行います。

3. 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の見込み量は、平成30年度から令和2年度までの実施状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、利用者の意向及び町の重点施策等との関連性を加味して算出しています。

(1) 必須事業

令和2年度までの実績は P29

重点施策

① 理解促進研修・啓発事業	計画値			R2年度 実績見込
	R3年度	R4年度	R5年度	
理解促進広報活動回数	4回	6回	6回	【新規】
理解促進研修会の開催回数	1回	1回	1回	1回
【具体的な方策】 障がい福祉プランで掲げる町の基本目標である「福祉のまちづくりの推進」の実現を図るためには町自らが先頭に立ち、障がいへの理解促進を発信する必要があります。令和3年度からは町の広報誌に定期的に障がいの理解促進のためのコラム等を掲載する他、町内の公共施設等で理解促進研修会や障がい者施設で制作された商品や作品の展示会を行い、広く町民に対して呼びかけを行います。				

② 自発的活動支援事業	計画値			R2年度 実績見込
	R3年度	R4年度	R5年度	
自発的活動への支援回数	1回	1回	1回	0回
【具体的な方策】 町内事業者より、町独自の研修会の開催や事業者の横のつながりを作る機会を設け、情報交換を円滑に行う事ができる体制の構築が求められていることから、そのような事業を主体的に実施する事業者の活動を積極的に支援していきます。				

③ 相談支援事業		計画値			R2年度 実績見込
		R3年度	R4年度	R5年度	
障害者相談支援事業	委託件数	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	委託件数	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	利用件数	1	1	1	0
【具体的な方策】 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業については引き続き圏域内の法人に対して委託を行います。住宅入居等支援事業については、近年利用実績がありませんが、地域移行希望者に対して直接制度の利用を呼びかけます。					



④ 成年後見制度利用支援事業	計画値			R2 年度 実績見込
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
支 援 件 数	1 件	1 件	2 件	0 件
【具体的な方策】 平成 30 年度から令和2年度にかけては、制度の該当者はいなかったため支援実績はなかったものの、令和元年より設置している釜石・遠野地域成年後見センターによる成年後見制度の普及活動や障がい者やその家族の高齢化を鑑みると、今後は支援件数が増えてくることが見込まれ、該当者が発生した場合には制度の利用の案内を行います。				

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	計画値			R2 年度 実績見込
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
支 援 件 数	0 件	0 件	0 件	0 件
【具体的な方策】 令和元年より設置している釜石・遠野地域成年後見センターにおいて法人後見に対する支援事業を実施しているため、当町の事業としての実施は見込んでいません。				

⑥ 意思疎通支援事業	計画値			R2 年度 実績見込				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度					
手 話 通 訳 人 件	2	4	2	4	2	4	1	2
要 約 筆 記 人 件	1	1	1	1	1	1	0	0
【具体的な方策】 現時点で利用希望者は少ないですが、広報等により広くサービスの周知に努めるとともに、現在大槌町には手話通訳者がいないため、手話奉仕員養成研修をきっかけとした人材確保に努めていきます。								

⑦ 日常生活用具給付等事業	計画値			R2 年度 実績見込
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
介 護 訓 練 支 援 用 具	3 件	3 件	3 件	1 件
自 立 生 活 支 援 用 具	2 件	2 件	2 件	1 件
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	2 件	2 件	2 件	2 件
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	2 件	2 件	2 件	2 件
排 泄 管 理 支 援 用 具	320 件	320 件	320 件	315 件
住 宅 改 修 費	2 件	2 件	2 件	2 件
【具体的な方策】 今後も障がいの特性に合わせ、適切な用具の給付を図ると共に、障害者手帳取得時等に該当者には制度の周知に努めつつ、必要な予算措置を行います。				

⑧	手話奉仕員養成研修事業	計画値			R2年度 実績見込
		R3年度	R4年度	R5年度	
	研修修了者数	4人	4人	4人	0人

【具体的な方策】

令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で研修が中止となりました。
令和3年4月より岩手県手話言語条例(※)が施行されることより、それを機運醸成の機会と捉えて広報誌等により事前に研修会の周知を徹底するとともに、町主催のイベント等により手話の普及を図るブースを設ける等により手話に対する町民の関心を高め、研修への参加を呼びかけます。

(※)岩手県手話言語条例とは、手話は音声による言語と対等な言語であることを明確にするとともに、手話の普及啓発、手話取得環境の整備等に向けた取組みを推進するために岩手県が策定する条例です。

⑨	移動支援事業	計画値			R2年度 実績見込
		R3年度	R4年度	R5年度	
利用者数	人	1人	1人	1人	0人
	時間	8時間	8時間	8時間	0時間

【具体的な方策】

現時点では町内に事業を実施している事業者がないことから、今後とも利用希望者のニーズを捉えつつ、事業を実施する事業者の確保に向けて協議を続けていきます。

⑩	地域活動支援センター 機能強化事業		計画値			R2年度 実績見込
			R3年度	R4年度	R5年度	
地域活動支援センター事業 (町内)	箇所		1箇所	1箇所	1箇所	0箇所
	利用者数		3人	4人	5人	0人
地域活動支援センター事業 (町外)	箇所		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者数		23人	23人	23人	23人

【具体的な方策】

町内に設置を希望する法人があることから、令和3年度から見込ありとしています。
町外については新規での利用希望者がいないことから令和2年度の実績と同量を見込みます。



(2) 任意事業

令和2年度までの実績は P30

①	日中一時支援事業	計画値			R2 年度 実績見込
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	
日 中 一 時 支 援 事 業	箇 所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	利用者数	23 人	24 人	25 人	22 人
【具体的な方策】 圏域において、指定事業所が増えたことで利用者も増加傾向にあります。今後も利用者の増加が見込まれるため、引き続き各事業所と連携を図りながら、サービスの充実と普及・啓発に努めます。					

②	レクリエーション活動等支援	計画値			R2 年度 実績見込
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	
活 動 等 開 催 回 数		1 回	1 回	1 回	0 回
【具体的な方策】 平成 29 年度以降は本事業の開催実績はありませんが、令和3年度からは町内の障害福祉サービス事業所や日中一時支援事業所、地域生活支援センター等と連携し、障がいのある方々の社会参加を促進します。					

③	点字・声の広報発行	計画値			R2 年度 実績見込
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	
配 布 人 数		5 人	5 人	5 人	5 人
【具体的な方策】 視覚障がいのある人が音声で広報が聞けるように広報内容を音声で録音したCDを毎月配布しています。新規の利用希望者が現在いないことから横ばいで見込みますが、新規での希望がある場合は随時対応していきます。					

4. 大槌町独自の取組み

当町では国の指針により設定する活動指標に加え、当町が抱える諸課題に対して重点的な取組みを行うため、町独自の取組みを本計画に記載し、活動指標を設定します。

(1) 町内へのグループホーム設置に係る支援体制の構築

重点施策

障がいのある人の社会的自立と社会参加の推進を図るためには、地域で自立して生活するための社会的基盤の強化が必要であり、例えば親元や入所施設、病院から離れて生活するための拠点としてグループホームが果たす役割は極めて重要です。しかしながら当町においてはグループホームが設置されておらず、実態として当町のグループホーム利用希望者は釜石市をはじめとした町外の施設を利用しています。

今回実施したアンケート調査_(P15)においても今後グループホームの利用を希望している方が複数おり、町内での生活を引き続き希望される方々のニーズにこたえるため、令和5年度までに社会福祉法人等が町内にグループホームを設置するための支援体制を構築します。

活動指標		
項目	内容	
①	施設の設置・改修補助金の申請に係る支援	社会福祉法人等が施設の設置・改修を行う際に活用できる施設整備費補助金の申請に際して、申請内容について適宜、県との間に入り調整を行うなど支援を行います。
②	地域住民への説明会等への同行体制の確保	社会福祉法人等がグループホームを設置する地域の地元住民等に対し、説明会等を開催する場合は同行し、グループホームの意義等を説明するなどの支援を行います。
③	障がいへの理解促進に向けた継続的な取組み	広報誌等通じ、障がいの理解やグループホームの意義等について継続的に情報を発信します。
④	開設・運営にかかる情報の提供	開設・運営にかかるノウハウを共有するため積極的な情報提供を行います。
⑤	従業員確保のための支援体制の整備	従業員の確保が困難であることが想定されるため、従業員の処遇改善も含めた支援策を検討します。

活動指標の考え方と取組内容

上記活動指標に掲げる項目については、事業者に対するアンケート_(P19)で「グループホームの設置に際して考えられる課題」で挙げられた項目に対する取組みとして設定しています。各種取組みの中には町の予算と関係する部分もありますが、他自治体の事例や事業者に対する聞き取り等により制度設計を進めていきます。



(2) 重度障がい者に対する移動支援

重点施策

障がいのある人の社会的自立と社会参加の推進を図るためには、生活の拠点となる場所から自らの意思により移動する手段の確保が重要です。

アンケート調査^(P15)によると、最も多い移動手段は「自家用車」ですが、重度の障がいがあり、送迎をお願いできる家族等がない場合の移動手段は比較的利便性の高いタクシーが主になると考えられるものの、同じくアンケート調査^(P15)において希望する暮らしの実現のためには「経済的な負担の軽減」が最も重要であるとされており、費用の負担も課題になります。

そこで、公共バスを利用することが難しい重度障がい者を対象として利便性の高い移動手段であるタクシーの運賃の一部を助成する制度を設け、移動手段の確保への支援を行います。

本事業の活動指標は助成人数とし、広報誌等により制度の周知を行い、助成人数の継続的な増加を目指します。

【助成制度の対象者】

※令和3年度予算成立前の案になります。※施設入所者及び自動車税等減免者は対象外になります

町内に在住し、以下の障害者手帳を所持する者

- ① 身体障害者手帳(障害程度が1級または2級に限る)
- ② 療育手帳(障害程度がAに限る)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級に限る)

活動指標

内容	数値指標		
	R3年度	R4年度	R5年度
助 成 人 数	102人	107人	112人

活動指標の考え方と取組内容

本事業の助成対象者(該当する障害者手帳所持者数)は340人(令和2年度11月末時点)ですが、他自治体の事例より実際に助成を申請する人は20%~25%程度となっています。そこで令和3年度については対象者の30%の方に対して助成を行う指標とし、以後は継続的な制度の周知により、毎年5%の増とする数値指標を設定します。

(3) 工賃向上に対する取組みの強化

重点施策

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのためには障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、就労を支援する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であり、それが施設で就労する方々の収入（工賃）に直結します。

行政機関から障がい者就労施設に業務などを発注する、いわゆる「ハート購入」については、町が積極的な姿勢で取組みを推進することで、障がいのある人の就労機会の拡大はもちろんのこと、その取組みが民間企業まで波及することや、諸業務のアウトソーシングなどを通じて役場職員の業務改善にもつながり、結果として町民サービスの向上により、町が目指す障がい福祉を中心とした「福祉のまちづくりの推進」にも寄与する取組みとなります。

そこで、令和3年度からのハート購入の調達額を活動指標に設定し、取組みを進めます。

活動指標			
内容	数値指標		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ハート購入による調達額	44 万円	48 万円	53 万円

活動指標の考え方と取組内容

町の令和2年における調達見込み額が約 40 万円であるため、毎年度 10%の伸びを見込んだ額を各年度における数値指標に設定します。

数値目標達成のため、以下の取組みを継続的に実施します。

- ◆障がい者就労施設の作業等の情報シートを作成し、随時情報を更新して庁内で共有する。
- ◆障がい者就労施設と役場職員の顔の見える関係づくりを構築するため、施設の紹介会や意見交換会を適時開催する。
- ◆町の調達実績や取組みを外部に対して積極的に情報発信し、民間企業による調達に波及させる。



コラム3 障がい者の就労について

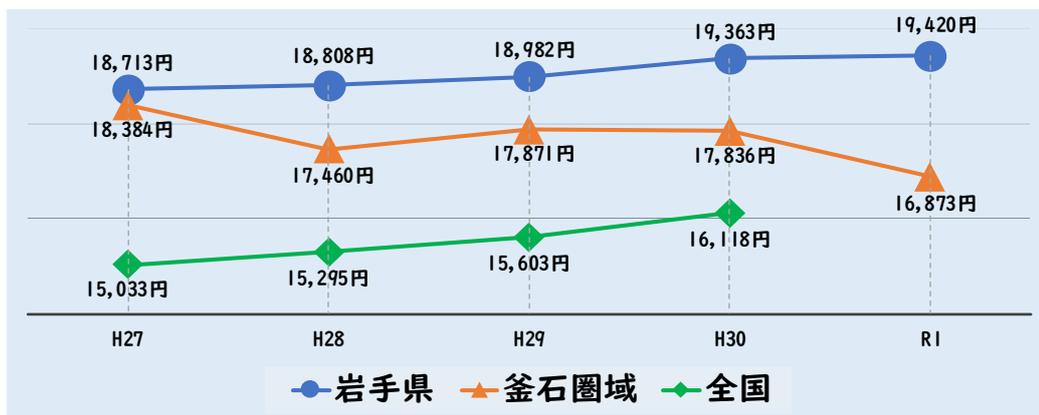
障がい者にとって就労することは、生計の維持や豊かな生活を実現する経済的側面、社会への貢献及び社会的な位置づけを確立する社会的側面、そして個性の発揮及び自己表現の場としての個人的側面から極めて重要です。障がい者への就労支援は障害福祉サービス事業者をはじめ、国、県、市町村が連携して様々な取り組みを行っており、このコラムでは各主体の取組みの一例と釜石圏域(釜石市及び大槌町)の状況について紹介します。



(1) 福祉的就労に向けた支援

就労継続支援B型事業などを利用し、介助等の福祉的な支援を受けつつ就労の訓練を行う形態を「福祉的就労」と呼んでいます。福祉的就労においては、生産活動を伴う作業を行った人に対して、その対価として支払われるお金を「工賃」と呼んでいます。工賃は障害年金とともに障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な収入源となります。

【1人当たりの平均工賃月額推移 (H27年度～令和元年度)】



岩手県及び全国の平均工賃月額は年1~2%程度の微増傾向にある一方、釜石圏域においては減少傾向にあります。この原因としては東日本大震災復興関連工事の縮小に伴い取引先の企業が撤退したことや、令和元年10月に甚大な被害をもたらした台風19号の影響によるもの等が挙げられ、障がい者の自立した生活の基盤を構成する工賃の維持・向上に向けてさらなる取組みの強化が求められています。

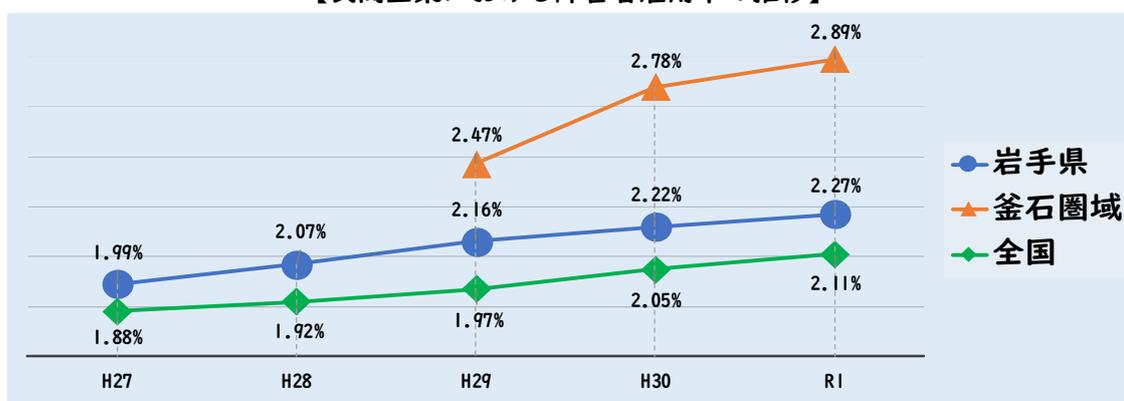
大槌町の取組み

- サービス事業者や特別支援学校等と連携し、福祉的就労を希望する方を就労継続支援B型などのサービスに適切につなげることが出来るよう支援しています。
- 釜石大槌地域障がい者自立支援協議会において合同販売会を実施するなど、工賃向上に向けた取組みを実施しています。
- ハート購入制度(行政機関が障がい者就労支援施設等に対して、優先的に物品や役務を調達する制度)を推進するため、毎年度調達方針や調達目標額を定め、目標達成に向けた取組みを実施しています。(詳細についてはP48)

(2) 一般就労に向けた支援

福祉的就労に対して、障がい者が企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く形態を「一般就労」と呼んでいます。平成30年4月より民間企業や公的機関による障害者雇用率が引き上げられた事などの法的整備が進んだことにより障害者雇用に対する理解や関心が進んでおり、障害者雇用率(常用労働者の中で障がい者が占める割合)も上昇傾向にあり、特に釜石圏域においては大規模な生産工場を有する企業において障害者雇用が進んでいること等を背景に全国及び県平均を大きく上回る実績となっています。

【民間企業における障害者雇用率の推移】



出典: 岩手労働局

国及び県の取組み

国(岩手労働局)及び岩手県は、共同で釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センターキックオフを設置し、障がい者の就労支援及び就労に向けた生活全般の支援をしています。

キックオフにおいては、現在約60名の大槌町在住者の就労を支援しており、平成27年度から令和元年度までの間で延べ32名の就職実績があります。

【支援対象者人数(大槌町)】

令和2年12月1日現在

支援対象者区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	合計
在職者	5名	11名	13名	1名	30名
求職者	7名	8名	12名	1名	28名
その他	0名	0名	0名	1名	1名
合計	12名	19名	25名	3名	59名

※在職者のうち11名が大槌町の企業・団体に在職しています。

【支援実績(大槌町)】

支援内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
新規求職者数	7名	3名	1名	8名	15名
相談・支援件数	310件	312件	299件	504件	560件
職場実習件数	11件	5件	1件	11件	3件
職場訪問件数	30件	63件	142件	72件	48件
就職件数	7名	8名	3名	4名	10名

出典: 釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センターキックオフ



第6章 大槌町の重点施策事項

1. 大槌町の重点施策事項について

当町では平成12年度より、「ともにつくるふれあいのまち大槌」を基本理念として障がい福祉の充実に向けて取組みを進めてきました。

この基本理念を実現するために、現在の障がい福祉プラン（基本計画）で掲げる基本目標は「① 地域で安心して生活できるまちづくりの推進」、「② 社会的自立と社会参加の推進」、「③ 福祉のまちづくりの推進」です。

そこで、本計画の期間である令和3年度から令和5年度の3年間において、本計画策定に当たり実施したアンケート調査や大槌町障がい者計画策定委員会等からの提言を踏まえつつ、町の基本目標の達成に向けて重点的に取り組む事項を定め、具体的な事業内容や活動指標を明確化することで、より実効的な推進体制を確立します。

2. 「地域で安心して生活できるまちづくりの推進」に向けた取組

現在の障がい福祉プラン（基本計画）においては、障がいのある人が地域で安心して日常生活、社会生活を送ることができるよう相談支援体制と保健・医療・福祉の充実に図ることとしており、本計画においては以下の2点を重点施策事項に定めます。

（重点施策 ①）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

詳細は P33

地域生活支援拠点は総合的な相談体制、施設の体験利用、緊急時の受け入れ、支援者の養成等、障がいのある人が地域で安心した生活を送るうえで重要な役割を果たします。

当町では釜石市と連携して令和3年度より地域生活支援拠点を整備し、様々な支援体制を確立するとともに、利用する方々のニーズに即した拠点となるようサービスの提供体制、人員の確保等について継続的に改善に努めていきます。

（重点施策 ②）医療的ケア児に対する相談支援体制の強化

詳細は P35・41

NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもを医療的ケア児と呼びます。

医療的ケア児の支援は多分野にわたり、必要なサービス主体や支援制度も成長度合いにより刻々と変化するため、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、長期的な視野に立った支援を行うコーディネーターが必要です。

そこで、令和3年度からは圏域において医療的ケア児のコーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行います。

3. 「社会的自立と社会参加の推進」に向けた取組

障がいのある人の自立と社会参加を推進するためには住まいや働く場の確保等地域における社会的基盤を強化することが重要です。特に高齢化社会の中、親亡き後を見据え居住地の確保、移動手段の充実化は喫緊の課題であることから、以下の2点を重点施策事項に定めます。

（重点施策 ③）町内へのグループホーム設置に係る支援体制の構築

詳細は P46

親元や入所施設、病院等から離れて生活するための拠点としてグループホームが果たす役割は極めて重要ですが、現状において町内にグループホームがありません。

アンケート調査^(P15)においても今後グループホームの利用を希望している方が複数おり、町内での生活を引き続き希望される方々のニーズにこたえるため、令和5年度までに社会福祉法人等が町内にグループホームを設置するための支援体制を構築します。

（重点施策 ④）重度障がい者に対する移動支援

詳細は P47

重度の障がいがあり、送迎をお願いできる家族等がない場合の移動手段は比較的利便性の高いタクシーが主になると考えられますが、同じくアンケート調査^(P15)において希望する暮らしの実現のためには「経済的な負担の軽減」が最も重要であるとされており、費用の負担が大きな課題になるため、重度障がい者を対象として利便性の高い移動手段であるタクシーの運賃の一部を助成する制度を設け、移動手段の確保への支援を行います。

4. 「福祉のまちづくりの推進」に向けた取組

福祉のまちづくりを実現するには障がいの有無に関わらず、お互いに尊重・理解し合うことが重要です。障がいに対する偏見や差別といったこころのバリアの解消を図るため、町自らが先頭に立ち、以下の2点を重点施策事項に定めます。

（重点施策 ⑤）理解促進研修・啓発事業の実施

詳細は P42

町の広報誌に定期的に障がいの理解促進のためのコラム等を掲載する他、町内の公共施設等において理解促進研修会や障がい者施設で制作された商品や作品の展示会を行い、広く町民に対して障がいの理解に対する継続的な呼びかけを行います。

（重点施策 ⑥）工賃向上に対する取組みの強化

詳細は P48

行政機関から障がい者就労施設に業務などを発注する、いわゆる「ハート購入」については、町が積極的な姿勢で取組みを推進することで、障がいのある人の就労機会の拡大はもちろんのこと、その取組みが民間企業まで波及することを目指します。



第7章 障がい者施策全般の展開

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、それぞれの障がいの状態や世帯の状況、希望する社会活動の種類等により様々な福祉的支援を必要とします。

大槌町の障がい者施策全般の中で今後も重要とされる施策の上位にあげられるのが「相談支援体制の充実」です。本計画より、成果目標として「相談支援体制の充実・強化のための取組」にかかる指標を定めており、現在釜石市と連携して整備を進めている地域生活支援拠点の活用と併せて、よりきめ細やかで障がいのある人やその家族に寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

また、介助者の高齢化、親なき後を見据え、令和元年度より釜石市及び遠野市と合同で設置した成年後見センターの利用促進により権利擁護体制の強化に努めます。

(2) 自立支援協議会の役割強化

福祉・保健・医療・雇用・教育等の障がい者の支援に携わる関係者が協働して課題を協議し、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築することを目的に平成18年より釜石・大槌地域障がい者自立支援協議会を釜石市と合同で設置しています。

障がいのある人の自立と福祉の向上のために、自立支援協議会の果たす役割は大きく、引き続き関係機関や関係者が協働できるネットワークの構築や障がいのある人の支援にかかる課題と解決のための協議を続け、大槌町の障がいのある人の生活の向上、支援者のスキルアップや広域的なネットワーク構築に積極的に取り組む協議会運営に努めます。

(3) 多様な居住の場の提供及び整備

地域での生活の基盤となる多様な居住の場の確保は、重点的に展開すべき課題の一つです。

障がいにより長期の入所や入院生活をしている人の中には、地域移行のイメージを掴むことが難しい人もいます。そこで、現在釜石市と連携して整備を進めている地域生活支援拠点の機能に「地域移行のためのグループホーム等の体験の場」を設け、地域移行への具体的なイメージづくりを行うなど、本町にあった地域移行の仕組みづくりについて、引き続き自立支援協議会等の場をはじめ、あらゆる機会を捉えて検討を進めていきます。

また、地域で自立した生活を希望する人を支援するために、グループホームをはじめ、地域に密着した小規模の住まいや公営住宅、あるいは民間賃貸住宅の活用等、さまざまな形態の居住環境の確保に取り組んでいきます。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

職業的・経済的な自立は、地域での主体的な生活を確立するうえで重要であり、近年は障害者雇用率制度に係る関係法令の整備等により民間企業の障がい者雇用に対する理解・関心は高まっています。

今後とも障がい者の就労を支援する国や県及び就労支援サービス事業者等との連携強化を図っていきます。

また、特別支援学校等の入学時から卒業に向けて、就労を含む進路支援のための関係機関によるネットワークの構築も重要です。引き続き、教育と福祉の連携のもと、個別支援計画を立てるための個別ケア会議を開催する他、卒業後の進路選択を考える機会の提供に努めます。

(5) 安全・防災対策の推進

平成23年3月の東日本大震災津波により、高齢者や障がい者をはじめ多くの方が被災し、避難のあり方だけでなく、避難所における避難生活においてもさまざまな課題が残りました。

今後、復興が進むと同時に、障がいのある人が安全に暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、一層の自助・共助・公助の体制作りを行う必要があります。

当町では「大槌町地域防災計画」の改定と連動しながら、災害時等における要配慮者への支援対策、及び避難行動要支援者への避難支援の仕組み構築を進めております。要配慮者への支援対策に当たっては、避難所における福祉避難スペースの確保をはじめとして、7法人(10事業所)と協定を結んでいる福祉避難所の円滑な運営に向けた整備を進めてまいります。また、避難行動要支援者への避難支援の仕組み構築に当たっては、災害時等における安否確認や避難支援等に活用するための「大槌町避難行動要支援者名簿」を整備し、関係機関との情報共有を行っております。今後も、避難を支援する方々との情報共有や、円滑な避難支援に向けた仕組みの構築を進めてまいります。

また、安全・防災対策の推進には、地域住民や自治会等の基礎的組織における普段からの備えが重要であり、災害時の体制整備には地域全体の支援が必要不可欠であることから、防災訓練の実施や対応力の強化等に向けて、住民に分かりやすく、意識を高める啓発が必要となります。

その際、緊急時に機能する避難支援につなげていくため、障がいのある人が日ごろの地域活動の中での繋がりをつくることのできるよう、自立支援協議会等を通じての障害福祉サービス事業所同士の連携や、地域との連携の強化を図っていきます。

(6) 福祉人材の確保について

本計画の策定にあたり事業者向けに実施したアンケート調査によると、約6割に相当する事業者から職員が不足しているとの回答があり、慢性的な人材不足が地域の大きな課題になっています。福祉人材の確保についてはピアサポーターの活用や外国人介護職員の活用等の事例が全国的にも増えていることから、引き続き情報収集に努めるとともに、各事業者等が職員の待遇を改善し賃金アップできるような支援施策について検討を進めていきます。



第8章 計画の推進体制

(1) 市内における計画の推進

本計画を推進するにあたっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

(2) 地域との連携

本計画を推進していくにあたっては、地域の理解と協力が必要不可欠となります。そのため、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、町内会、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業者、企業との連携を図ります。

(3) 釜石市及び岩手県との連携

本計画の推進にあたっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援など、広域的な対応が必要となります。そのため、障がい保健福祉圏域である釜石市及び岩手県との連携を図ります。

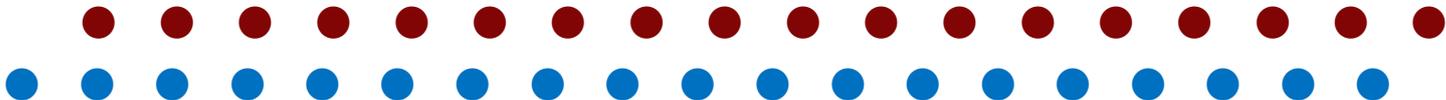
(4) 地域移行へ向けた関係機関等との連携

福祉施設の入所者や病院入院者で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行について、当事者の意向把握に努め必要な情報提供を行いながら障がい福祉サービスを利用した地域移行を推進するため、医療機関、サービス提供事業所、相談支援事業所と連携を図りながら進めます。

- ◆ 障がいのある人が、地域で生活するための生活の場の確保に向けた支援を進めます。
- ◆ 地域で生活することについて、家族の意向を確認するとともに地域移行を進めるための情報提供を行い、不安解消の支援に努めます。
- ◆ 障がいのある人が、文化活動、スポーツ活動等に気軽に取り組むことができるよう、機会の提供に努めます。
- ◆ 障がいのある人が互いに交流することができる場の提供と、家族会等の活動を支援します。

(5) 計画達成状況の点検と評価

本計画の推進のため、障がい者のニーズや社会環境の変化等を踏まえ、重点施策や成果目標及び見込量の達成状況について、進捗状況の取りまとめを行うとともに、大槌町障がい者計画策定委員会や自立支援協議会への報告及び意見聴取を実施し、計画の取り組みを点検・評価しながら進めていきます。(具体的な評価フローはPIOに記載)



參考資料



資料Ⅰ 計画策定にかかる経過

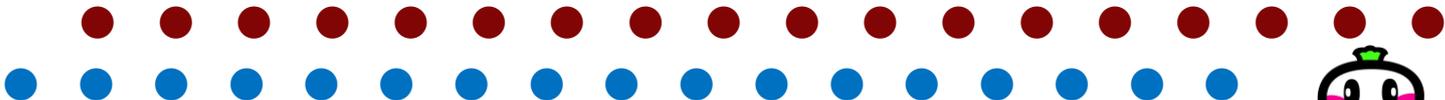
年	月	日	経過内容
令和 2	8	11	第1回大槌町障がい者計画策定委員会 【計画の概要説明】
	8		釜石大槌地域障がい者自立支援協議会 【意見聴取(第1回)】
	9	28	第2回大槌町障がい者計画策定委員会 【令和元年度までの実績報告及びアンケート調査項目を協議】
	10	6	大槌町障がい福祉プラン(実施計画)策定に伴うアンケート調査 (対象者:障害者手帳所持者、障害福祉サービス等事業者)
	↓		
	11	6	
	12	16	第3回大槌町障がい者計画策定委員会 【中間案協議】
	12	18	大槌町議会合同常任委員会 【中間案報告】
	12	22	・パブリックコメント ・釜石大槌地域障がい者自立支援協議会 【意見聴取(第2回)】
	↓		
令和 3	1	15	
	2	4	第4回大槌町障がい者計画策定委員会 【最終案協議】
	2	18	大槌町議会全員協議会 【最終案報告】
	3	5	公表

資料2 大槌町障がい者計画策定委員会名簿

(任期:令和2年8月1日~令和5年7月31日)

職名	氏名	所属団体・役職名	備考
委員長	近藤 欣 彌	大槌町民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉に関する 団体
副委員長	東 梅 康 悦	大槌町障がい児を持つ親の会 ももの会 会長	障がい者団体の 代表
委員	金 崎 悟 朗	大槌町議会 総務教民常任委員長	町議会議員
委員	小笠原正年	社会福祉法人わらび会 理事長	社会福祉に関する 団体
委員	佐々木新陽	大槌町社会福祉協議会ワークフォローおおつち 管理者兼サービス管理責任者	社会福祉に関する 団体
委員	東梅麻奈美	NPO 法人ワーカーズコープ 大槌地域福祉事業所 所長	社会福祉に関する 団体
委員	徳 田 信 也	大槌町社会福祉協議会 会長	社会福祉に関する 団体
委員	藤 原 恵 子	社会福祉法人 翔友 かまいしワークステーション 所長	社会福祉に関する 団体
委員	吉 田 幸 弥	社会福祉法人大洋会 障がい者支援施設四季の郷 施設長	社会福祉に関する 団体
委員	小 岩 寛	大槌町身体障害者福祉協議会 常務理事	障がい者団体の 代表
委員	柏 崎 り え	岩手県立釜石祥雲支援学校 校長	教育関係者
委員	北 田 竹 美	大槌町 副町長	関係行政機関の 職員

- ◆大槌町障がい者計画策定委員会設置規程(平成25年3月29日訓令第3号)により設置
- ◆委員の任期は3年とし、町議会議員、社会福祉に関する団体の代表者、障がい者団体の代表者、教育関係者及び関係行政機関の職員から町長が委嘱する。



大槌町障がい福祉プラン(実施計画)

令和 3 年 3 月

発 行 : 大槌町

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

電 話 : 0193-42-8715(直通)

担当課 : 保健福祉課